

有窓階・無窓階の判定

Q：有窓階・無窓階とは？

A：建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階を無窓階といい、無窓階以外の階は有窓階と呼ばれます。

消防法施行令第10条第1項5号及び消防法施行規則第5条の3に規定されています。

また、京都市消防局消防用設備等運用基準の基準4（以降「基準4」という。）において、避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準を示しています。

Q：有窓階の条件は？

A：10階以下の階の場合、直径1m以上の円が内接できることのできる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ直径50cm以上の円が内接することのできる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階をいいます（図1参照）。

11階以上の階の場合、直径50cm以上の円が内接することのできる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階をいいます。

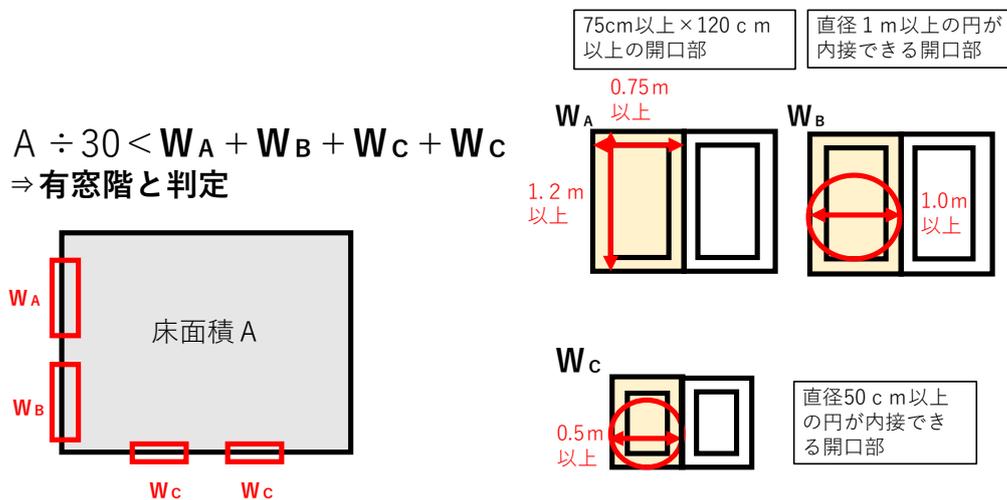


図1 有窓階と判定できる例

床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内でなければ算定できません（図2参照）。

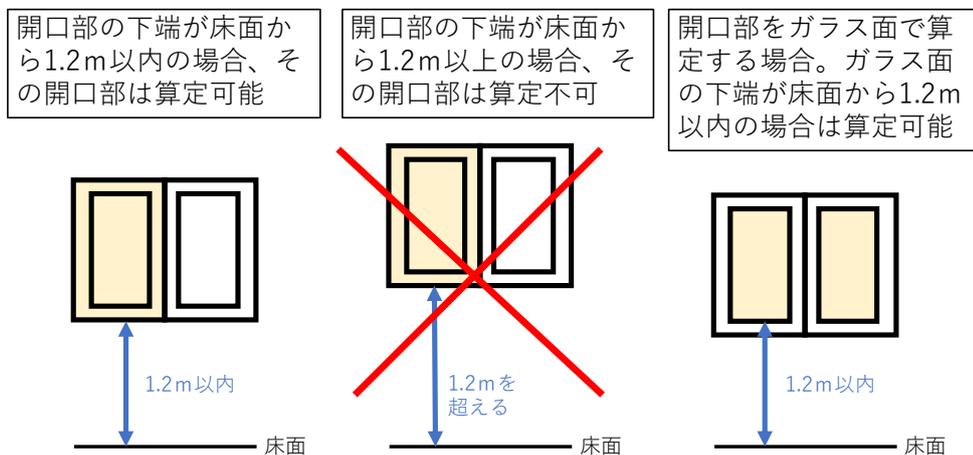


図2 床面から開口部の下端までの高さ

開口部は、1階以上の階の場合を除き、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していなければ算定できません（図3参照）。

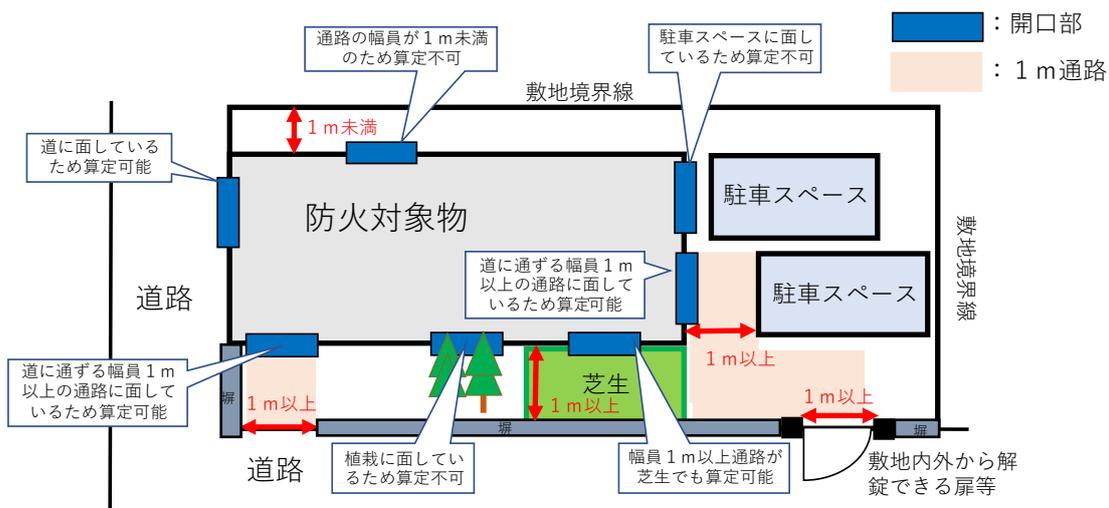


図3 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地の例

開口部は、格子の設置等により、内部及び外部から容易に避難及び進入することが妨げられる構造は認められません。また、外部から開放可能であるか、容易に破壊することにより進入できるものでなければなりません。開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されていなければなりません（図4参照）。

格子の設置により、内部及び外部から容易に避難及び進入できない例。	外部から容易に破壊することにより進入できる例。	開口のため常時良好な状態に維持されていない例。
----------------------------------	-------------------------	-------------------------

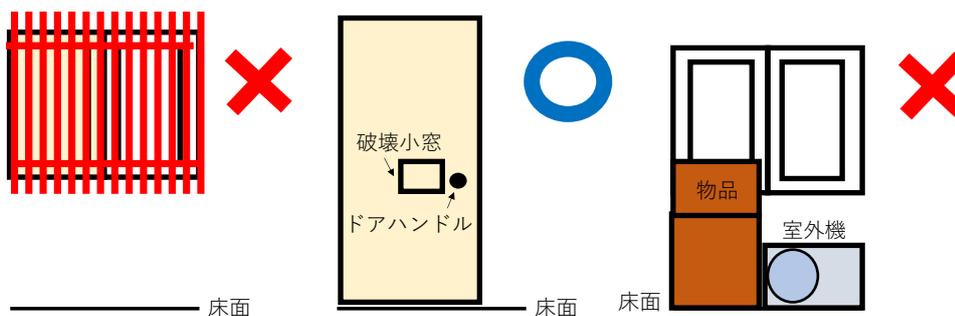


図4 開口部の状態

Q：はめごろしの窓等とクレセント付きの窓等の違いは？

A：はめごろしの窓等で開口面積を算定する場合、開口部のガラス面を全面破壊することで得られる面積が開口面積となります。引き違い窓の場合、サッシ部分を除いたガラス面の面積が開口面積となります。

クレセント付きの窓等で開口面積を算定する場合、クレセント等の錠を解錠し開放したことで得られる面積が開口面積となります。引き違いの窓の場合、クレセント錠等を解錠して開放した部分の面積が開口面積となります。

ガラスの種類や厚みにより、はめごろしの窓等で算定できる場合とできない場合があります。詳細は基準4第3項に示されていますのでご確認ください。

はめごろしの窓等の有効開口部の考え方

クレセント付きの窓等の有効開口部の考え方

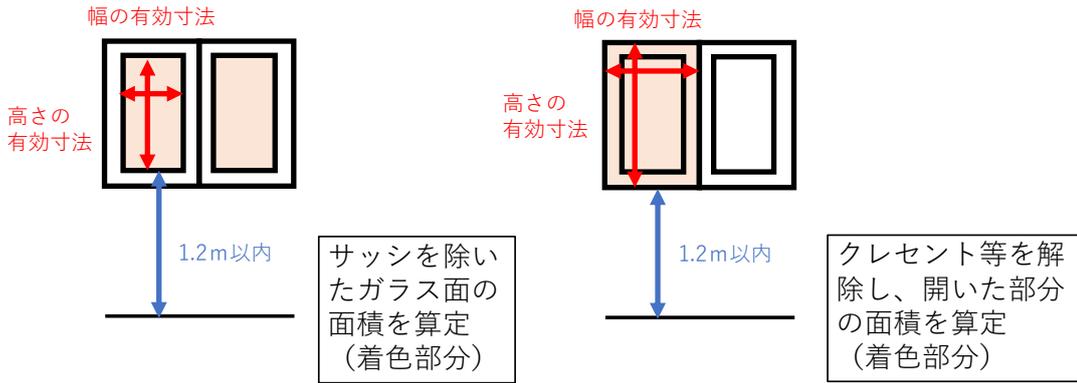


図5 はめごろしの窓等とクレセント付きの窓等

Q：有窓階と無窓階で何が変わるの？

A：消防用設備等の設置義務が変わる場合があります。消防用設備等の設置義務については、消防法施行令第2章、京都市火災予防条例第5章等を確認してください。

(例) 鉄骨造／その他構造／平屋300㎡／倉庫(14項)／収容人員0人の場合

有窓階の場合：消火器

無窓階の場合：消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯

お問い合わせ

京都市消防局 予防部指導課

TEL：075-212-6929